



司法支援建築会議の活動



司法支援建築会議
運営委員長
上谷宏二

2000年に司法支援建築会議が発足してから13年となりますが、その間組織も活動も充実し、今では学会の社会貢献の大きな柱として社会から高い評価を得ています。これも当会議会員の皆さまの多大な努力によるものであり、あらためて高い敬意と御礼を申し上げます。

本年度、和田会長から当会議の設立、発展、運営にご貢献いただいた方々に感謝の意を表明するため、表彰の実施を検討してはどうかとの提言をいただきました。これを受けて、名誉司法会員授与、功労者表彰、感謝状贈呈に関する制度を検討し実施要領を作成し、選考委員会において候補者の選考を行いました。その結果、名誉司法会員は5名の方に、功労者表彰は20名、感謝状は201名の方に贈呈することに決まりました。授賞式は、2013年5月15日に当会議の全体会議を開催し、その中で挙行することにしました。

近年、建築を巡る社会の変化は激しいものがあります。阪神・淡路大震災に続き東日本大震災は未曾有の被害をもたらしました。これによって人々の耐震性に対する意識も大きく変化しています。建物の構造も様々な新しい技術が取り入れられ、変化のテンポはますます速くなっているように見えます。このように、社会や技術の変化につれて建築に関わる紛争の種類や性質も変化し、当会議に対して新たな役割が求められます。

現在直面している主な課題には次のようなものがあり、今後はこれらの課題を軸として活発な活動を展開します。

- 1) 会員の若返りと活動の活性化
- 2) 支部設立の促進
- 3) ADRへの関与の拡充
- 4) より的確な専門的知見の提供

2012年度の組織と活動を以下に紹介いたします。当会議は運営委員会のもとに3つの部会と1つの小委員会を擁して活動しました。運営委員会は4回開催し、主として当会議の活動全般の企画・運営を行っています。また傘下の支援部会（部会長：田中淳夫）、調査研究部

会（部会長：松本光平）、普及・交流部会（部会長：柿崎正義）、修補工事費見積り検討小委員会（主査：池永博威）は、具体的な活動をしています。この1年間の主な活動を記します。

1. 支部組織の整備

当会議東海支部に続き、2012年度は北海道支部と近畿支部が設立されました。これによって、地方における活動の活性化、地方裁判所と当会議会員との交流、学会本部と地方との連携が一層促進されると期待されます。しかし、地方によって事情が様々に異なり、さらなる充実が要望されながらもまだ多くの問題点を抱えている地域も少なくありません。地方の実情を踏まえながら、新たな支部の設立を含め今後一層の充実を図る予定です。

2. 裁判所との情報交換

恒例の最高裁との「若手の会」を2012年11月9日に開催し、若手専門家の確保、現在の建築を取り巻く紛争のトレンド、建築需要・供給と建築紛争発生に関連性、現場での建築紛争発生予防の取組み等について実質的な議論、意見交換を行いました。

3. 裁判所への支援

支援部会では、最高裁民事局を通じて地方裁判所に鑑定人候補者（5名）、民事調停委員候補者（21名）、専門委員候補者（1名）をそれぞれ推薦しました。また普及・交流部会では、地方裁判所に講演会講師（3名）を推薦しました。

4. 調査研究活動

調査研究部会では、「建築設計契約の紛争リスクに関する研究—小規模建築物プロジェクトの場合」を引き続き検討中です。修補工事費見積り検討小委員会では「修補工事費の見積り検討報告書」の完成に向けて作業を進めています。

5. 会員等への情報発信・啓発活動

調査研究部会では、「鑑定・調停実績報告書データベース」の充実をはかり学会会員に公開しました。普及・交流部会では、第13回司法支援建築会議講演会「地盤を巡る建築紛争の実態と対応—地震による影響—」を2012年11月2日に建築会館ホールで開催しました（参加者117名）。東日本大震災の地盤の液化化現象による建物被害紛争の特徴や問題点等が議論されました。また当会議会報11号を8月に刊行しました。

6. 支部地域の会員との交流

当会議東海支部と普及・交流部会では、支部地域の当会議会員や法曹界等との交流を目的とする第4回建築紛争フォーラム「建築紛争の争点と設計基・規準類につい

て」を、2012年9月14日に名古屋大学野依記念学術交流館で開催しました（参加者120名）。このフォーラムは東海支部の設立を記念して開催され、小野徹郎支部運営委員長から設立に至るまでの経緯など、東海地域における活動の実態と今後の課題などが報告されました。

（摂南大学教授・京都大学名誉教授）

司法支援建築会議北海道支部設立

井野 智

上谷運営委員長からの2012年10月15日付文書「第5回建築紛争フォーラムの企画・実施のお願い」への対応を協議するため、11月27日、札幌エルプラザに北海道地区の会議メンバー全員が集まり、学会大会関連行事としてのフォーラム開催とその主管組織として北海道支部設立を決めました。12月14日付け北海道支部設置申請書は12月21日の司法支援建築会議運営委員会で承認されたものの、年明けに長年北海道地区の幹事役を務められた長谷川寿夫先生（元・北海道大学）が急逝され、新体制の整備と建築紛争フォーラムの企画検討を優先し、支部設置日は2013年4月1日となりました。

新体制は委員長、幹事・副幹事、委員3名からなる支部運営委員会が中心となり、①調停委員等の候補者の推薦、②事件内容に応じた担当者の推薦、③地裁との懇談会の連絡調整などにあたり、④会員増強に努めています。

建築訴訟では実務経験者の出番が多く、調停委員候補者は学会会員に限らず適任者を推薦してきましたので、建築専門の調停委員全員が司法支援建築会議会員となるよう努力した結果、当初8名でスタートした北海道地区の会員数は33名となり支部設立日を迎えました。

第5回建築紛争フォーラムでは、支部会員が調停委員・専門委員・鑑定人としてこれまでに担当した建築訴訟事件から積雪寒冷地特有の事例を取り上げます。実務で犯しがちな過誤の未然防止に役立つ情報として、資料の蓄積を図るとともに、その内容を広く建築技術者や建築を学ぶ学生・生徒に伝える機会を増やしたいと思います。また、増える一方の建築紛争事件を公平迅速に解決するため、様々な分野の経験豊かな専門家を補強し、その活動範囲を北海道全域に広げることにも支部に課せられた大切な役割と認識し、会員諸兄の一層の活躍と協力を期待し支部設立の報告とします。

（司法支援建築会議北海道支部運営委員長
/ 北海道大学・北海道情報大学名誉教授）

曹界との交流の一環として、建築学会の全国大会が地方で開催されるのに対応して建築紛争フォーラムを開催してきました。2012年度は学会大会が名古屋大学で開催され、同時に当会議の最初の支部組織が学会東海支部に設置されました。第4回建築フォーラムは、当会議東海支部発足を記念して、9月14日に名古屋大学野依記念学術交流館で、「建築紛争の争点と設計基・規準類について」をテーマに開催されました。

建築紛争での判断基準として建築基準法はもとより学会の規準類が使われている中で、司法の場では訴訟建物の基・規準類における規定との法的適合性のみをもって構造物の安全性を判断する傾向にあります。しかし学会の規準類は新築物件を対象として、その安全性を確保するための具体的な諸規定が記されており、どの規準類も基本的に部分安全係数方式の枠組みで構成され、その積み重ねで全体の安全性を確保している場合が多く、部分的に規定を満足していない建物が、全て危険な建物だとは判断できない場合もあります。そこに司法の法的適合性の判断と、建築専門家集団の安全性判断とのギャップが生じる可能性があります。本シンポジウムではそうした立場による見方に焦点を当て、それぞれの考え方、疑問点を出し合い、相互理解を深めるとともに基・規準類に対するこれからの方向を探ることを目指したものです。

最初に佐藤真弘（名古屋地裁総括裁判官）が「建築事件訴訟の現状と審理モデル」について基調講演を行いました。次に、鈴木雅雄（弁護士/愛知住宅紛争審査会運営委員長）が「弁護士から見た建築訴訟の問題点」、岡部功（名古屋地裁建築関係調停委員）から「基・規準と施工精度の狭間」、臼井録造（名古屋地裁建築関係調停委員）から「建築紛争における具体的争点と設計規準」、市之瀬敏勝（名古屋工業大学）からは「構造設計規準の規定の考え方と建築紛争」、最後に田中淳夫（元・宇都宮大学）から「建築紛争における設計基・規準類の扱いと構造安全性」について報告がなされました。その後、小野徹郎の司会、加藤幸治（愛知江南短期大学）の副司会、渡邊健二（日建設計）の記録でパネルディスカッションが行われ、会場からの活発な発言を交えて基・規準類に対する期待や要望が議論されました。

当日は120名近い参加者があり、こうした分野での建築界の関心の深さが示されました。建築紛争に係わるシンポジウムの開催が東海支部では初めてであり、盛会のうちに開催できたことは、当会議東海支部設立に対する期待の大きさも伺え、たいへん有意義でありました。

（司法支援建築会議東海支部運営委員長
/ 椋山女学園大学教授）

司法支援建築会議東海支部発足記念 第4回建築紛争フォーラム報告

小野徹郎

司法支援建築会議では、当会議会員や建築専門家、法

第13回司法支援建築会議講演会報告

飯田恭一

第13回司法支援建築会議講演会は、2012年11月

難波連太郎

2002年1月22日付で当会議会員を委嘱され、同年4月より東京地方裁判所の民事調停委員を8年間勤務、翌年の専門委員制度の設立とともに専門委員を拝命し現在に至っております。この間、私の担当した建築紛争に係る調停・専門訴訟・鑑定・仲裁について以下に所感を述べます。その前に本題に関係する私の経歴を略叙します。

1960年、現在の全国タイル業協会の前身の有志による「タイル接着工法研究委員会（十代田三郎委員長）」が設立され、その当初から委員を務め、以来、外壁タイル剥落防止のための材料・工法を専門としました。タイルの裏足形状、特に「ありあし」の開発、また当時の「だんご張り」から「圧着工法」への啓発と実験、その結果タイル張付け用ポリマーセメントモルタルの研究が始まり、当時、杉山三郎会長の日本左官業組合連合会ともつながり、左官モルタルや漆喰にまで専門を広げました。またJASS 15、JASS 18、JASS 23などの委員を務めました。

私にとって建築紛争も自ずと外壁仕上げが争点の中心となり、その剥落・ひび割れ・汚損・雨漏りなどの瑕疵、タイル・石張り、モルタル・漆喰塗りの分野に守備範囲が広がりました。当今、流行りのサイディング、押出し成型セメント板など乾式材料のクレームも担当しました。対象下地は木造、ALC、SC、RCの各構造で、複雑な要因も絡みます。タイル外壁の浮き・剥落事例は特に多く、現在、某マンションの管理組合がタイル外壁約2,000m²のうち20%もの浮き・剥落で建築業者を相手に損害賠償請求事件を起こし、担当中です。時間のかかる例です。

私が関与した建築関係事件は古くは当会議会員就任前に5件ほどと記憶します。昨年までで合わせて40件を超えましたが、その争点・現地調査・判定・修補指導などについては文献^{1)~3)}に詳述しました。なお、昨年、「タイル外壁に問題が生じた特徴的な事例と対応」を執筆しましたので、参考にしていただければ幸甚です⁴⁾。

建築紛争が訴訟に持ち込まれても、まず付調停として和解にこぎつけるケースが一般的です。マンションなど管理組合が原告として住民を代表し、建築業者を被告として争う場合は説得や合意が至難、また手続き上でも時間の長引く事件となりますが、戸建住宅では建築主単独あるいはごく限られた身内であり、よく説明すれば容易に和解が可能です。総じて建築の裁判では建築業者の瑕疵が問われます。ただ、マンションなどの集合住宅の場合と異なり、戸建の場合、建築主が瑕疵とはいえないささいな不具合にも悪意の言いかりをつけて、あるいは建築技術に対する知識にあまりにも乏しくて、竣工引き渡し後の残金未払い、また逆に損害賠償の反訴原告とな

2日に建築会館ホールで、「地盤を巡る建築紛争の実態と対応」のテーマで開催されました。参加者は117名で、司会は宇於崎勝也（日本大学）、副司会は角陸純一（清水建設）が担当しました。

1. 開会挨拶 上谷宏二（運営委員長／摂南大学）
2. 主旨説明 柿崎正義（普及・交流部会長／スマート建築研究所）

地盤の液状化による戸建住宅被害は、東日本大震災でも発生し行政等の対応も議論されています。

3. 基調講演 藤井 衛（東海大学）

四号建築物は、地震の不同沈下が免責と言い切れないこと。常時と地震時不同沈下の基礎・地盤の障害、「小規模建築物基礎設計の手引き」と戸建の液状化対策、SWS試験と地下水位や土質の判別等が解説されました。

4. 主題解説

（1）市民の立場から—地盤を巡る住宅相談の実態

工藤忠良（住宅リフォーム・紛争処理支援センター）
「住みいるダイアル」の相談の件数、基礎・地盤不具合件数、震災後1年間の地盤相談件数等が報告されました。電話相談等を通じた解決に貢献したいと述べられました。

（2）研究者の立場から—液状化・不同沈下による被害の実態 若松加寿江（関東学院大学）

東日本大震災における浦安市などの建物の液状化被害、被害が著しかった埋立地、液状化危険度マップ等が報告されました。

（3）建築学会の立場から—「小規模建築物基礎設計指針」の実態 平出 務（建築研究所）

当設計指針では、地盤の支持力確保と建物沈下、沈下防止策等とSWS試験では土質判別の調査等が説明されました。

（4）弁護士の立場から—地震を巡る損害賠償請求の困難性 澤田和也（弁護士）

阪神・淡路大震災の擁壁崩壊判決事例をもとに、建物に安全基準の手抜きがあれば、地震が原因でも施工者らに損害賠償の責任があること、被害者が地震と損害との因果関係の立証責任があること等が説明されました。

5. 総合討論 コーディネータ：柿崎正義（前掲）

「浦安地区被害が裁判になった場合」、「住みいるダイアルの地盤相談で解決までの期間等」、「四号建築物の確認申請省略と設計者の責任」、「地歴書の開示」等に関し参加者から質問があり、パネリストが回答しました。

6. まとめ・閉会 丸山一男（アマック）

基調講演は液状化対策に関し解説され、主題解説は各専門家の立場から建築紛争が説明され、総合討論では活発な質疑が行われました。

（普及・交流部会委員 / オフィスK代表）

（詳細は建築雑誌 2013年3月号 pp.66-67）

り、建築業者が反訴被告となって争う場合も多くあります。一方、建築業者の故意や手抜き、無知の結果、施工後の建築主のクレームに誠意をもって対処、解決できず、事を大きくした例にもよく出会います。瑕疵には施工不良だけでなく、設計上のミス、材料メーカーの不適合・未完成の材料や実績のない製品の販売、建築知識の欠如が争点となるケースもありました。調停時の禁忌として、原告と被告の両者が居合わせる時に、一方の非を突くことです。個別の対応時に、その非を当事者に問うのが感情的にもつれずに済みます。またもう一つ、弁論主義に徹することが肝要です。いずれにせよ建築業者の良識が欠如してはなりません。建築主は所詮、素人なのです。

<参考文献>

- 1) 日本建築学会、建築紛争ハンドブック、PP.225-275、2003年11月
- 2) 日本建築学会、戸建住宅を巡る建築紛争、PP.53-70、2006年7月
- 3) 日本建築学会、集合住宅を巡る建築紛争、PP.72-83、2009年4月
- 4) 建築仕上技術 VOL. 37 NO. 442、工文社、pp.36 - 43、2012年5月号

(難波建築研究室代表 / 工学院大学名誉教授)

■司法支援建築会議東海支部発足記念 第5回建築紛争フォーラム ー積雪寒冷地における建築紛争の現状と課題ー(予告)

日時：2013年9月1日(日) 13時30分～17時

会場：北海道立道民活動センター「かでる2・7」
820 研修室(札幌市中央区北2条西7丁目)

基調講演：「札幌地裁における建築事件訴訟の取り組みについて」長谷川恭弘(札幌地裁総括判事)

事例報告：1) 凍上・凍害／おもいがけない凍上・凍害(佐藤民佳・元北海道開発局)、2) 落雪／あいまいな屋根の雪処理(山本明恵・恵和建築設計事務所)、3) 断熱・結露／わかりにくい内部結露(天崎正博・アトリエブク)、4) 室内環境／わざわざを招いた説明(駒木根洋一・エコプロ企画)

・詳細・申込方法は以下のURL参照

<http://www.aij.or.jp/jpn/symposium/2013/shihou130901.pdf>

■第14回司法支援建築会議講演会 「契約を巡る建築紛争の実態と対応」 (予告)

日時：2013年11月8日(金) 13時30分～17時
15分

会場：建築会館ホール(東京都港区芝2-26-20)

基調講演：「契約を巡る建築紛争の実態」菊池浩也(東

京地裁判事)

主題解説：1) 契約を巡る建築紛争の構造(松本光平・元明海大学)、2) 設計業務の建築紛争の実態(大井清嗣・(株)建築支援)、3) 工事監理の建築紛争の実態(後藤伸一・ゴウ総合企画)、4) 工事請負契約の建築紛争の実態(福田晴政・福田法律事務所)

・詳細・申込方法は以下のURL参照

<http://www.aij.or.jp/jpn/symposium/2013/shihou131108.pdf>

■平成25年度東京地裁「建築関係事件研究会」

会場：東京地方裁判所

①第57回 「コンクリートの施工に関する問題とその後の対応について」

日時：2013年7月4日(木) 15時～17時

講師：小柳光生(大林組技術研究所)

②第58回 「雨漏りについて」

日時：2013年10月9日(水) 15時～17時

講師：田中亨二(東京工業大学名誉教授)

鑑定・調停等実績報告書データベース公開

司法支援建築会議運営委員会調査研究部会では、当会議会員から鑑定・調停等の実績報告をご提出いただき、それを「紛争の態様」「建物の種別」「不具合の事象ごとに整理しデータベース化しております。現在195件の事例が収録されております。学会会員限定で以下のURLで公開しております。

<http://news-sv.aij.or.jp/shien/s0/shihoukantei.htm>

なお、調査研究部会ではデータベースの充実を図るために会議会員の皆様に鑑定、調停等の実績報告書の作成をお願いしております。報告書の書式等詳細は以下の事務局にお問い合わせください。

日本建築学会司法支援建築会議事務局 川田昭朗

TEL：03-3456-2051 E-Mail：kawata@aij.or.jp

【編集】司法支援建築会議普及・交流部会

【表紙デザイン】桑原淳司

【発行所】〒108-8414 東京都港区芝5-26-20

一般社団法人日本建築学会 司法支援建築会議

【発行人】吉野 博

TEL.03-3456-2051 FAX. 03-3456-2058

<http://news-sv.aij.or.jp/shien/s0/>

E-Mail：shiho@aij.or.jp

名誉司法会員称号授与式・功労者表彰式・感謝状贈呈式 司法支援建築会議全体会議シンポジウムの開催

名誉司法会員称号授与式・功労者表彰式・感謝状贈呈式

司法支援建築会議は2000年6月に会長直属の会議体として設置されました。設立後10年以上経過したのを機に、会議の目的達成や活動に多大な貢献をされた会議会員に名誉司法会員称号をお贈りすること、また司法支援建築会議の活動にご尽力いただいた方々に功労者表彰をすること、さらに長年会員として在籍された方々に感謝状をお贈りすることになりました。

運営委員会において3回、制度の目的、対象者等について検討し、それぞれの制度の要領を作成しました。その後、運営委員会に選考委員会を設置し選考しました。

その結果、名誉司法会員は5名の方に、功労者表彰は20名の方に、感謝状は201名の方にそれぞれお贈りすることになりました。2013年5月15日13時から、司法支援建築会議の和田章会長が出席され、授与式が執り行われました。以下に名誉司法会員、功労者、感謝状贈呈者のお名前を掲載し、感謝の意を表します（敬称略）。



名誉司法会員

岡田恒男 関沢勝一 鈴木計夫 平山善吉 山口昭一
（以上5名）

功労者

有馬 賢 池永博威 井野 智 大井清嗣 柿崎正義
小林理市 斎藤賢吉 坂本 功 仙田 満 高幣喜文
田中淳夫 鶴田 裕 中川誠之 難波蓮太郎 藤波保夫
松原忠策 松本光平 峰政克義 矢作和久 山本康弘
（以上20名）

感謝状贈呈者

（北海道地区）

荒谷 登 井野 智 駒木根洋一 谷 吉雄 中村仁司
橋本健一

（東北地区）

大村虔一 小野瀬順一 久我明一 柴田明德 田中礼治
三橋博三 吉野 博

（関東地区）

青木 繁 明智克夫 浅野美次 東 孝光 足立三吉
安藤正明 生田義昭 井口洋佑 池田耕一 池永博威
池之上允 石井一夫 石福 昭 石村孝夫 乾 正雄
井上勝夫 井元勝慶 上杉 啓 内山勝麗 江戸宏彰
遠藤勝勲 大井清嗣 大熊昌昭 大杉文哉 大竹比呂志

大森文彦 岡田恒男 沖塩莊一郎 柿崎正義 加瀬善弥
片岡省三 加藤 勉 鎌田元康 上村克郎 川口 衛
川邊一洋 岸 明 木村建一 紀谷文樹 楠山登喜雄
桑原文夫 小池迪夫 向野元昭 小島孝豊 小林紳也
小林理市 近藤照夫 斎藤賢吉 斎藤公男 斎藤孝彦
酒井寛二 坂本 功 桜井 忠 笹川和郎 佐々木雄二
佐藤博臣 里川長生 島津 護 島田喜男 嶋村仁志
白山和久 杉田 稔 鈴木秀三 関沢勝一 世良耕作
仙田 満 十代田知三 高橋 勝 高橋泰彦 田中淳夫
田中享二 田中元雄 田村明弘 津川恒久 鶴田 裕
寺本隆幸 土井幸平 徳永恵治 都甲栄充 直井英雄
内藤龍夫 中島康孝 長橋純男 中根 淳 中村雄治
夏目勝也 難波蓮太郎 西川孝夫 西村敏雄 畑中宗憲
早川 眞 平山善吉 深尾 仁 福澤栄治 福士勝夫
藤井 衛 藤波保夫 逸見義男 梅干野晃 本阿彌浩
牧村 功 間瀬惇平 松崎育弘 松原忠策 松本光平
松本洋一 峰政克義 宮坂公啓 宮崎吉英 宮原 宏
宮本慶中 村上周三 村上美奈子 安岡正人 柳澤孝次
矢野克巳 矢作和久 山口昭一 山本康弘 横田暉生
横田治彦 吉崎征二 吉田克之 若命善雄 和田 章

（北陸地区）

稲葉 実 岩瀬昭雄 榎本憲正 奥居稠朗 川上英男
高島秀雄 高山 誠 中込忠男 松本芳紀 山下恭弘
吉田重雄 吉田繁治

（東海地区）

大澤徹夫 加藤幸治 竹下 繁 竹村喜次 谷川恭雄
成瀬治興 福和伸夫 本郷智之

（近畿地区）

青山幸夫 安達邦洋 岩崎好規 荒井 清 上谷宏二
勝丸文彦 川村政美 河野允宏 杉本朝男 助飛羅力
鈴木計夫 瀬戸川稜 高幣喜文 辻 文三 坪田 収
豊辺弘也 中田啓一 中村恒善 榑崎正也 西岡利晃
西 邦弘 福嶋孝之 船越暉由 馬瀬芳知 松村耕四郎
三村浩史 八尾真太郎 山田 稔 吉見吉昭

（中国地区）

嶋津孝之 十倉 毅 中島晃司 南 宏一 村川三郎

（四国地区）

大谷英人 中田慎介

（九州地区）

小野弘美 河村博之 永田諄和 福島駿介 平居孝之
吉岡研三 渡邊俊行（以上201名）

司法支援建築会議全体会議シンポジウム 「司法支援建築会議のこれまでとこれから」

本シンポジウムは、2013年5月15日（水）14時10分～17時に建築会館ホールで開催され、130名が参加しました。司会は大森文彦（運営委員 / 大森法律事務所）。

1. 開会挨拶 上谷宏二（運営委員長 / 摂南大学）

司法支援建築会議は設立より13年を経ました。今後の展望を見通す契機として「司法支援建築会議のこれまでとこれから」と題したシンポジウムを開催します。パネルディスカッションでは将来の方向性が浮き彫りにされることを期待します。

2. 基調講演「司法支援建築会議は司法制度の中でどのように役に立っているのか」福田千恵子（最高裁判事局）

次の3点について解説されました。1) 建築紛争がどのような手続きで解決されるのかという司法制度の概要、2) 建築紛争の解決に向けて建築専門家の関与がなぜ必要になるのか、またどのように手続きに関与することになるのか、3) 司法支援建築会議がどのような役割を果たしているのか。

3. パネルディスカッション「司法支援建築会議のこれまでとこれから」

(1) これまでの司法支援活動

①仙田 満（元・運営委員長 / 東工大名誉教授）

建築雑誌1999年4月号の特集「建築と裁判」がきっかけとなり、司法支援建築会議が設立されました。紛争を速やかに解決するために中立的な立場での支援が必要でした。

②小野徹郎（前・運営委員長 / 梶山女学園大学）

司法支援建築会議の地方会員から活動の場がないという指摘を受けて、地方組織の充実に積極的に取り組み3支部が設置されました。裁判外紛争解決手続き(ADR)への関与も議論し、国が関与するADRへの協力が行えるようになりました。また、「建築雑誌」に司法支援建築会議の特集を10か月にわたり掲載しました。

(2) 支部におけるこれまでの司法支援活動

①井野 智（北海道支部運営委員長 / 北海道大学名誉教授）

主な活動内容は調停委員、専門委員、鑑定人の候補者の推薦であり大きな責任があります。また特色の一つに年3回の札幌地裁との懇談会がある。懇談会では、講演とディスカッションを行うほか、懇親会を開き本音で議論できる場を設けています。

②岡部 功（東海支部運営委員 / 昭和設計）

平成15年に民事調停委員等建築担当者連絡会が設立され、調停委員に対する研修、見学会、親睦会などを実施してきました。平成22年に支部設置の議論が始まり、建築関係協議会準備委員会から支部設立へとつながりました。

③高幣喜文（近畿支部運営委員 / タカヘイ建築技術研究所）

大阪地裁には建築訴訟に関する調停部があり、当会議発足以前から調停委員は、建築家協会、建築士会、事務所協会などの実務団体から推薦されていました。当会議発足後、平成13年4月に大阪地方裁判所の調停部が建築集中部となり、裁判所からも建築訴訟に関する専門知識を勉強するための講師派遣依頼が始まり、懇談会として毎年開催されています。また当会議会員から調停委員、専門委員、鑑定人が正式に推薦される形となりました。

(3) 司法支援建築会議が裁判実務において果たした役割 福田千恵子（前掲）

名古屋、札幌の地方裁判所に連携状況について聞いたところ、事件で困ったときに気軽に相談できる窓口となる先生がいてありがたいと聞いています。講師派遣については、各地の裁判所で開催する協議会や勉強会に専門家を派遣いただき、建築に関する基礎知識の修得に役立ち、裁判官が気軽に質問できる良い機会にもなっているようです。

(4) 建設工事紛争審査会から、今後期待するところ 梶原輝昭（国交省建設業課紛争調整官）

中央建設工事紛争審査会は建設業法に根拠を持つ行政型ADRです。国土交通省に中央、各都道府県庁に都道府県審査会がおかれ計48審査会があります。平成23年度、新規申請件数は164件（中央41件、都道府県123件）です。

都道府県の建設工事紛争審査会事務局からは司法支援建築会議の存在を初めて聞いたとの回答がありました。年度によっては新規の申請がない県もあり、3大都市圏に事件が集中しているため、地方での認知度が低いことはやむを得ません。今後は相談にのっていただければ事務局も救われるものと思います。

(5) 会場からの質疑（一部）

質問：神田 順（日本大学）：司法支援建築会議の活動が審議期間の短縮に貢献していますか。

回答：福田千恵子（前掲）

建築訴訟に関する正式な統計は平成16年4月から取り始めました。文献によると東京地裁の平成11年3月から12月までのサンプル調査では平均審理期間は31.5か月、平成22年の東京地裁の瑕疵の主張のある建築関係訴訟の平均審理期間は22.8か月となっています。対象となっている訴訟類型が厳密には同じではないという問題はありますが、短縮化していると思われる。その背景に司法支援建築会議のご協力があると考えています。

4. まとめ・閉会 田中淳夫（支援部会長 / 田中淳夫研究室）

建築紛争の特徴として、裁判官や弁護士が建築の本質を分かっていないという実態があります。建築物は個別の生産品で、いろいろな性能があり、一つの判断では決められないことを建築関係者は理解していますが、司法関係者（裁判官、弁護士）に理解していただくのは難しいのです。

今後の展望として若手の活用が重要であり、新たなメンバーを加え若返りはしましたが、まだ十分ではありません。地方での地裁と司法支援建築会議の連携も課題としてありますが、活発にやっつけられるかは地域により状況が異なります。ADRへの協力については、国が関与しているものについては、とりあえず協力するところまでこぎつけました。地方における支部とADRの連携、協力は今後の検討課題です。

記録：宇於崎勝也（運営委員 / 日本大学）

詳細記録は以下のURLでご覧いただけます。
<http://www.aij.or.jp/jpn/symposium/2013/sihou130515.pdf>